

## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和3年3月23日（火）午後1時頃
- 2 事故発生場所 加古川市野口町長砂1番
- 3 損害賠償の相手方 加古川市野口町古大内900番地  
オークラ輸送機株式会社  
代表取締役社長 大 庫 良 一
- 4 事故の概要 加古川市立中部中学校のグラウンドで野球部が練習をしていたところ、生徒の打ったボールがフェンスを越え、隣接する相手方の工場に接触し、工場の窓を損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 窓ガラス
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和3年4月26日 示談成立日：同年4月28日
- 7 損害賠償の額 64,900円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金64,900円については、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。